

第 8 2 号議案

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 2 0」に改める。

第 2 条 加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 0」を「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 8 2 号議案 要旨

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人事院が、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当を引き下げる勧告を行ったことを受け、加東市においても、当該勧告を踏まえた一般職の職員の期末手当を改定することに鑑み、加東市議会の議員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第 1 条関係）
令和 2 年度に支給する 1 2 月期の期末手当の支給月数を 2. 2 月とすること。（第 5 条）
- (2) 加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第 2 条関係）
令和 3 年度以後に支給する 6 月期及び 1 2 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 2. 2 2 5 月とすること。（第 5 条）

3 市財政への影響 年間 2 8 6 千円の支出減

4 施行期日

- (1) 2 (1) 関係 公布の日
- (2) 2 (2) 関係 令和 3 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係） （期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあつたものとみなす。</p> <p>○加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係） （期末手当）</p>	<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあつたものとみなす。</p> <p>（期末手当）</p>

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に100分の220 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあったものとみなす。

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に100分の222.5 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあったものとみなす。